

福岡県公報

平成十七年七月六日
第二千四百九号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(地方課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第七十号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月四日福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成十七年七月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

一 病院 田川郡の項中

上野病院	上野病院	赤池町大字上野三四一〇番地
赤池町立病院	赤池町立病院	大字赤池四三二番地
上野病院	赤池町大字上野三四一〇番地	を
赤池町立病院	赤池町大字上野三四一〇番地	に

改める。

発行
福岡県(福岡市博多区東公園七番七号)
福岡県(総務部行政経営企画課)

印刷
福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)